

を含む。)にあつては、当該住民票に記載されている事項を記載した書類)又は法第十二条第一項に規定する住民票記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)の交付の請求は、同条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにするため市町村長が適当と認める書類を提出してしなければならない。

2 法第十二条第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合その他市町村長が法第十二条第六項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するため特に必要があると認める場合にあつては、請求事由

二 法第十二条第七項の規定に基づき住民票の写し等の送付を求める場合において、請求をする者の住所以外の場所に送付することを求めるときは、その理由及び送付すべき場所

(本人等の住民票の写し等の交付の請求につき請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法)

第五条 法第十二条第三項に規定する総務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 住民基本台帳カード等であつて現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

二 前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあつては、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方

一 住民票の写し(法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村(特別区を含む。))にあつては、当該住民票に記載されている事項を記載した書類)又は法第十二条第一項に規定する住民票記載事項証明書の交付を請求する者の氏名及び住所

二 請求に係る住民の氏名及び住所

(請求事由等を明らかにすることを要しない場合)

第五条 法第十二条第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第十二条第五項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合を除く。)とする。

一 住民票に記載されている者(法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録されている者)又はその者と同一の世帯に属する者が前条各号に掲げる事項を明らかにして

法又は現に請求の任に当たっている者が本人であることを説明させる方法その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法

三 法第十二条第七項の規定に基づき住民票の写し等の送付を求める場合にあつては、第一号又は前号の書類の写しを送付し、現に請求の任に当たっている者の住所を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が前二号に準ずるものとして適当と認める方法

(本人等の住民票の写し等の交付の請求につき請求をする者の代理人等が権限を明らかにする方法)

第六条 法第十二条第四項に規定する総務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。この場合において、市町村長が必要と認めるときは、請求をする者が本人であるかどうかの確認をするため必要な事項を示す書類の提示又は提出を求めるものとする。

一 現に請求の任に当たっている者が法定代理人の場合にあつては、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法

二 現に請求の任に当たっている者が法定代理人以外の者である場合にあつては、委任状を提出する方法

三 前二号の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、請求をする者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の市町村長が前二号に準ずるものとして適当と認める方法

(住民票の写し等の送付を求める場合の方法)

第七条 法第十二条第七項、第十二条の二第五項及び第十二条の三第九項

請求する場合

二 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨及び前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合

三 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨及び前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合

四 市町村長が相当と認める場合

(新設)

(新設)

に規定する総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便

二 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便

（国又は地方公共団体の機関の住民票の写し等の交付の請求の手續及び請求につき明らかにしなければならない事項）

第八条 法第十二条の二第一項の規定による住民票の写し等の交付の請求は、同条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにして、公文書を提出してしなければならない。

2 法第十二条の二第二項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十二条の二第二項第四号に規定する犯罪捜査等のための請求である場合にあつては、請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である理由

二 法第十二条の二第五項の規定に基づき住民票の写し等の送付を求めるときに、当該請求をする国又は地方公共団体の機関の事務所の所在地

（国又は地方公共団体の機関の住民票の写し等の交付の請求につき請求の任に当たつている者が本人であることを明らかにする方法）

第九条 法第十二条の二第三項に規定する総務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書を提示する方法

二 前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合

（新設）

（新設）

にあつては、住民基本台帳カード等であつて現に請求の任に当たつて
いる者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類
を提示し、又は提出する方法

三 法第十二条の二第五項の規定に基づき住民票の写し等の送付を求め
る場合にあつては、第一号又は前号の書類の写しを送付する方法その
他の市町村長が前二号に準ずるものとして適当と認める方法

(本人等以外の者の住民票の写し等の交付の申出の申出の申出の申出につき
明らかにしなければならない事項)

第十条 法第十二条の三第一項又は第二項の規定による住民票の写し等の
交付の申出は、同条第四項各号及び次項に掲げる事項を明らかにするた
め市町村長が適当と認める書類を提出してしなければならない。この場
合において、市町村長が必要と認めるときは、同条第四項第四号の事項
を証する書類の提示又は提出を求めるものとする。

2 法第十二条の三第四項第六号に規定する総務省令で定める事項は、同
条第九項の規定に基づき住民票の写し等の送付を求める場合において、
申出者の住所又は主たる事務所の所在地以外の場所に送付することを求
めるときは、その理由及び送付すべき場所とする。

(本人等以外の者の住民票の写し等の交付の申出につき申出の任に当た
つている者が本人であることを明らかにする方法)

第十一条 法第十二条の三第五項に規定する総務省令で定める方法は、次
のいずれかの方法とする。

一 法第十二条の三第一項の規定による住民票の写し等の交付の申出を
する場合にあつては、次に掲げる方法

イ 住民基本台帳カード等であつて現に申出の任に当たつている者が
本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示

(新設)

(新設)

する方法

ロ イの書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあっては、現に申出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は現に申出の任に当たっている者が本人であることを説明させる方法その他の市町村長がイに準ずるものとして適当と認める方法

二 法第十二条の三第二項の規定による住民票の写し等の交付の申出をする場合にあっては、前号イの書類又は同条第三項に規定する特定事務受任者若しくは特定事務受任者の事務を補助する者であることを証する書類（本人の写真が貼付されたものに限る。以下同じ。）を提示し、特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものによつて申し出る方法その他の市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める方法

三 法第十二条の三第一項の規定による住民票の写し等の交付の申出をする場合において、同条第九項の規定に基づき住民票の写し等の送付を求めるときは、第一号ロに掲げる方法のほか次に掲げる方法

イ 第一号イ又はロの書類の写しを送付し、現に申出の任に当たつてゐる者の住所を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が同号に準ずるものとして適当と認める方法（ロに掲げる方法による場合を除く。）

ロ 申出者が法人の場合において、現に申出の任に当たつてゐる者が当該法人の役員又は構成員であるときは、第一号イ又はロの書類の写し及び当該法人の主たる事務所の所在地を確認するため市町村長が適当と認める書類を送付し、当該主たる事務所の所在地を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が同

号に準ずるものとして適當と認める方法

四 法第十二条の三第二項の規定による住民票の写し等の交付の申出をする場合において、同条第九項の規定に基づき住民票の写し等の送付を求めるときは、第一号イの書類の写し又は特定事務受任者であることを証する書類の写し及び特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものを送付し、当該特定事務受任者の事務所の所在地を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法。ただし、特定事務受任者の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、同号イの書類の写し又は特定事務受任者であることを証する書類の写しの送付は要しない。

(本人等以外の者の住民票の写し等の交付の申出につき申出者の代理人等が権限を明らかにする方法)

第十二条 法第十二条の三第六項に規定する総務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。この場合において、市町村長が必要と認めるときは、申出者が本人であるかどうかの確認をするため必要な事項を示す書類の提示又は提出を求めるものとする。

一 現に申出の任に当たっている者が法定代理人の場合にあつては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法

二 現に申出の任に当たっている者が法定代理人以外の者である場合にあつては、委任状を提出する方法

三 前二号の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の市町村長が前二号に準ずるものとして適當と認める方法

(新設)



改 正 案	現 行
<p>（削除）</p> <p>第四条 法第十二条の四第一項の規定に基づき住民票の写しの交付の請求をする者は、同項に基づく住民票の写しの交付の請求である旨並びに次に規定する書類を提示した場合には、その者の住民票コード又は出生の年月日及び男女の別を明らかにしなければならない。</p> <p>2 法第十二条の四第一項に規定する総務省令で定める書類は、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて当該請求者が本人であることを確認するため市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長。第六条及び第九条において同じ。）が適当と認めるものとする。</p> <p>（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例の通知の方法）</p> <p>第五条 法第十二条の四第五項の規定による通知は、電子計算機の操作に</p>	<p>（住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求める場合の方法）</p> <p>第四条 法第十二条第六項に規定する総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 郵便</p> <p>二 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便</p> <p>（住民票の写しの交付の特例の請求手続）</p> <p>第五条 法第十二条の二第一項の規定に基づき住民票の写しの交付の請求をする者は、同項に基づく住民票の写しの交付の請求である旨並びに次に規定する書類を提示した場合には、その者の住民票コード又は出生の年月日及び男女の別を明らかにしなければならない。</p> <p>2 法第十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて当該請求者が本人であることを確認するため市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるものとする。</p> <p>（住民票の写しの交付の特例の通知の方法）</p> <p>第六条 法第十二条の二第五項の規定による通知は、電子計算機の操作に</p>

よるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第六条・第七条

(現に届出の任に当たっている者を特定する方法)

第八条 法第二十七条第二項の規定による提示若しくは提出又は説明は、次のいずれかの方法によるものとする。

一 法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(以下「住民基本台帳カード」という。)又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であつて現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

二 前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は同一の世帯の住民基本台帳の記載事項について説明させる方法その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法

(届出において明らかにする事項)

第八条の二 法第二十七条第二項に規定する総務省令で定める事項は、氏名及び住所その他の市町村長が適当と認める事項とする。

(届出をする者の代理人等の権限を明らかにする方法)

第八条の三 法第二十七条第三項の規定による提示若しくは提出又は説明は、次のいずれかの方法によるものとする。この場合において、市町村

よるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第七条・第八条

(新設)

(新設)

(新設)

長が必要と認めるときは、届出をする者が本人であるかどうかの確認をするため、必要な事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

一 現に届出の任に当たっている者が法定代理人の場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法

二 現に届出の任に当たっている者が法定代理人以外の者である場合には、委任状を提出する方法

三 前二号の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合には、届出をする者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の市町村長が前二号に準ずるものとして適当と認める方法

(住民票コードの指定等)

第十四条 法第三十条の七第一項の規定による住民票コードの指定は、都道府県知事（法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。以下同じ。）が当該都道府県の区域内の市町村の人口等を勘案し、法第三十条の七第二項の規定により調整を図った住民票コードのうちから無作為に抽出することにより行うものとする。

2 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民票に記載することのできる住民票コードが不足すると見込まれるときは、当該市町村を包括する都道府県の知事（法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。以下同じ。）に対し、当該不足すると見込まれる数の住民票コードについて法第三十条の七第一項の規定による指定及び通知を求めることができる。

(住民票コードの指定等)

第十四条 法第三十条の七第一項の規定による住民票コードの指定は、都道府県知事（法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。以下同じ。）が当該都道府県の区域内の市町村の人口等を勘案し、法第三十条の七第二項の規定により調整を図った住民票コードのうちから無作為に抽出することにより行うものとする。

2 市町村長は、住民票に記載することのできる住民票コードが不足すると見込まれるときは、当該市町村を包括する都道府県の知事（法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。以下同じ。）に対し、当該不足すると見込まれる数の住民票コードについて法第三十条の七第一項の規定による指定及び通知を求めることができる。

(住民基本台帳カードの表面記載事項等)

第三十四条 住民基本台帳カードの表面に記載する事項は、氏名(別記様式第二に規定する住民基本台帳カードについては、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所)とし、半導体集積回路に記載する事項は、住民票コードとする。

(住民基本台帳カードの表面記載事項等)

第三十四条 法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(以下「住民基本台帳カード」という。)の表面に記載する事項は、氏名(別記様式第二に規定する住民基本台帳カードについては、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所)とし、半導体集積回路に記載する事項は、住民票コードとする。

○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第三条関係）			
法令名 (略)	条項 (略)	法令名 (略)	条項 (略)
(略)	<p>住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）</p> <p>第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第二項、第二十四条の二第二項及び第二項、第三十条の十九第一項及び第三項、第三十条の二十一、第三十条の三十七第一項、第三十条の四十（申請等に係る部分に限る。）並びに第三十条の四十四第二項</p>	(略)	<p>住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）</p> <p>第十二条第一項及び第二項、第二十四条の二第一項及び第二項、第三十条の十九第一項及び第三項、第三十条の二十一、第三十条の三十七第一項、第三十条の四十（申請等に係る部分に限る。）並びに第三十条の四十四第二項</p>
(略)	(略)	(略)	(略)